

Some Problems of the Japanese Saiban-in trail

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/25042

裁判員裁判の課題と展望 —北陸初の裁判員裁判を題材として—

中山 博 善

- 第1 はじめに
- 第2 事案の概要と審理経過
 - 1 公訴事実
 - 2 審理経過
- 第3 法廷の状況
 - 1 被告人の入廷状況
 - 2 被告人の着席位置
 - 3 服装等
- 第4 冒頭手続
 - 1 人定質問
 - 2 起訴状朗読
 - 3 黙秘権等の権利告知及び罪状認否
- 第5 証拠調べ
 - 1 冒頭陳述
 - 2 証拠書類の取調べ
 - 3 証拠物の取調べ
 - 4 証人尋問
- 第6 被告人質問
- 第7 論告求刑及び弁論
- 第8 判決
- 第9 まとめ

第1 はじめに

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という）に基づく裁判員裁判は、平成21年5月21日に施行され、同年8月3日東京地方裁判所において、全国初の裁判員裁判が開始されたが、北陸においても、同年10月6日福井地方裁判所において開始された。

裁判員裁判は、多くは法的な専門知識を有しない一般国民が、他に職業を持ちながら、おそらくは生涯において一回きりの裁判に参加する制度であるため、その在り方については、刑事裁判の目的である真相解明を損なうことなく、被告人の防御権を保障することを前提として、裁判員が審理の内容を理解したうえ、質問や意見を述べるができるようにすることと、裁判員の経済面、精神面の負担をできるだけ少なくすることが要請されている。

これらの要請を実現するためには、従来の裁判官のみによる刑事裁判において行われていた書面主義によるいわゆる精密司法を改め、口頭・直接主義によるいわゆる核心司法を実現し、公判期日の間を長くとり五月雨式の審理を改め、集中審理を実現する必要があることに異論はない¹。即ち、従来、捜査機関は、被疑者の身上経歴から、犯行の動機・経緯、犯行態様、犯行状況、犯行後の状況に至るまでの事実関係を事細かに供述調書に記載し、そのように詳細に記載することによって供述調書の信用性を担保したうえ、検察官において、これを証拠として申請していた。また、裁判所は、供述証拠が刑事訴訟法（以下「法」という）320条の伝聞証拠として原則として証拠能力が認められていないにもかかわらず、被告人・弁護人が証拠とすることに同意しなくても、法321条の例外要件を緩やかに解釈適用して証拠採用し、被告人・弁護人は、そのような伝聞法則の適用実態を背景に、保釈獲得のためであって、供述調書を証拠として採用することに同意する傾向にあったのが実情である。而して、裁判所は、法廷において心証を採るよりも、持ち帰って詳細な供述調書を読み込むことにより心証を形成する書面主義に陥っていたのが実情であり、そのため、集中審理をす

1 平成21年1月7日付け最高裁判所事務総局刑事局作成「模擬裁判の成果と課題」の「はじめに」及び本文36～40頁等、同年2月最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」、同年2月20日日本弁護士連合会作成「裁判員裁判の運用に関する意見書」。もともと、日弁連意見書は、口頭・直接主義の実現を前提として、被疑者の防御権の保障について意見を述べたものである。

る必要性が生じる契機がなく、法廷における口頭による証拠調べも形骸化していたのである。しかしながら、裁判員にこのような精密な書面主義による長期の刑事裁判を強いることは負担が多過ぎ、裁判員制度を円滑に運用するためには、公判における口頭による弁論・証拠調べ、及び証人調べを中心とする直接証拠主義による分かりやすい審理を旨とし、例外的に供述調書を証拠とする場合にも、口頭による証拠調べのみでその意味内容を理解できるものにして、集中審理を実現せざるを得ないものである。

また、そもそも口頭・直接主義による公判中心の裁判は、裁判員裁判に限らず、元々法の理念とするところであるから（法291、293、296、304～307、320条等）、裁判員裁判の施行により、他の一般裁判においても実現が期待されているところである。

そこで、裁判員裁判が開始されているこの時期に、そのような口頭・直接主義を実現できるか否かを検証する必要があるところ、今般、筆者は、北陸初となった福井地方裁判所における裁判員裁判（以下「本裁判」という）を傍聴する機会を得たので、同裁判を題材として、従来の裁判官のみによる刑事裁判の実情と対比しながら、裁判員裁判の課題を検討し、その将来を展望してみることとする。

第2 事案の概要と審理経過

1 公訴事実

本裁判の公訴事実は、平成21年4月28日、同年5月19日及び同年6月8日起訴にかかる次の3件の強盗致傷・傷人罪である。

- (1) 小浜信用金庫上中支店勤務の職員Vから現金を強取しようと企て、平成21年3月4日、福井県三方上中郡若狭町所在の駐車場において、集金業務に赴くVが車両運転席から降車した際、Vに対し、その顔面に向けて塗料スプレーを吹き付けたり、アスファルト路面に引き倒してその顔面を道路面に押さえつけるなどの暴行を加えてその反抗を抑圧したうえ、Vの所有又は管理に係る現金9万7100円在中の手提げ袋1個を強

取し、その際、上記一連の暴行により V に約14日間の加療を要する傷害に至らしめた（以下「小浜信金事件」という）。

- (2) ホームセンターみつわ敦賀店長 V から同店の売上金を強取しようと企て、同年4月1日、同県敦賀市内の駐車場において、V が駐車中の車両に乗車した際、V に対し、あらかじめ用意していた木刀でいきなりその右肩などを数回殴打し、更にその顔面を同木刀で数回突くなどの暴行を加えてその反抗を抑圧したうえ、V が所持していた同店の売上金在中の夜間金庫入金袋を強取しようとしたが、V が騒いだためその目的を遂げず、その際、上記暴行により V に加療約10日間を要する傷害を負わせた（以下「みつわ事件」という）。

- (3) 大型酒店ヤスブン敦賀店の従業員 V から同店の売上金を強取しようと企て、同月4日、同県敦賀市内の道路上において、V が駐車中の車両に乗車しようとした際、V に対し、あらかじめ用意していた木刀でいきなりその頭部などを力任せに多数回に亘って殴打し、V を路面に転倒させる暴行を加えてその反抗を抑圧したうえ、同人が所持していた同店の売上金246万4601円在中の夜間金庫入金袋1個を強取し、その際、上記暴行により V に加療約10日間を要する傷害を負わせた（以下「ヤスブン事件」という）。

2 審理経過

本裁判においては、平成21年8月5日までに3回の公判前整理手続が行われ、争点整理の結果、事実関係については、罪体、情状面に争いはなく、争点は量刑評価のみとされ、証拠整理の結果、書証・証拠物の外に証人3名（被害者2名、被告人の兄1名）が採用され、下記の通り連続4日間の公判期日が予定された。

①．平成21年10月6日午後13時15分

冒頭手続、冒頭陳述、公判前整理手続の結果顕出、検察官請求書証等の取調べ

② 同月7日午前9時30分

検察官請求書証の取調べ、検察官請求の証人尋問（2名）、弁護人請求書証の取調べ、弁護人請求の証人尋問（1名）、被告人質問

③ 同月8日午前9時30分 論告・求刑、弁論、被告人の最終陳述

④ 同月9日午後 判決

公判においても、被告人・弁護人は、暴行態様の表現に一部異を唱えたものの、概ね公訴事実を争わず、量刑に酌量を求めた。

審理日程については、台風の影響により、10月8日の論告・求刑及び弁論が午後にずれ、これに伴って判決宣告が同月9日の夕刻になったものの、予定通り4日間の日程により終了した。

第3 法廷の状況

1 被告人の入廷状況

従来の裁判では、裁判官が入廷した後に手錠・腰縄（以下「手錠等」という）を施した被告人を入廷させて、その直後に手錠等を解錠し、退廷する前に施錠しているが、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）は、裁判員裁判が開始されるに当たり、被告人の手錠等の解錠時期の重要性を強く主張し、刑事手続の在り方に関する協議会において最高裁判所及び法務省・検察庁と改善方策を協議するとともに、最高裁判所及び法務省に対し、「被告人が公正な裁判を受けるためには、判断者に予断を与える事象から解放されるべきであり、この観点から、手錠等で拘束されている姿が刑事裁判の判断者の目に触れることは、厳に避けなければならない」旨の要望を行い²、最高裁判所及び法務省もこれを受け入れた。

その結果、各裁判所において、弁護人に対し、開廷前に被告人の手錠等を外すこと（以下「事前開錠」という）を要望するかどうかを確認して、事前開錠を行うことが適当であると判断した場合は、刑事施設と実施方法

2 平成21年6月24日付け、日本弁護士連合会会長作成の最高裁判所長官及び法務大臣宛て「被告人の手錠等の解錠及び施錠時期について（要望）」

について打ち合わせを行うこととされた。その具体的な手順として、被告人に手錠等を施して入廷した後、書記官が内線電話により法廷につながるドアの前で待機している裁判長に被告人の動静に関する情報を伝え、裁判長がその情報を踏まえて書記官に事前解錠を指示し、刑務官が書記官からその指示の伝達を受けて解錠し、書記官がその解錠の完了を裁判長に連絡した後、裁判官及び裁判員全員が入廷することとされた。また、閉廷時には、裁判員が退廷し終わり陪席裁判官が退廷を始めるのと同時に、裁判長が刑務官に被告人の手錠等の着用を指示し、その完了を確認して退廷することとした。ただし、刑務官は、法廷で被告人の手錠等を外すまでの間に、被告人の動静に鑑み、保安上の観点から事前解錠を行うことが相当でないと判断した場合は、裁判所に対しその旨の意見を述べ、裁判所はその意見を踏まえて適切に対応することとされた³。

本裁判においても、前記の手順に従い、電話による裁判長の指示の下に事前解錠が行われた。ただし、閉廷後の同施設は、裁判官及び裁判員全員が退廷した後に行われた。

前記の日弁連の要望の趣旨に鑑みれば、裁判員裁判に限らず、従来の裁判官のみの裁判においても、順次同様の措置が執られて然るべきであるが、一方で、そのような事前解錠の措置をとると、被告人の戒護が多少なりとも緩くなり、裁判長が事前解錠の判断をする際の被告人の動静の把握や解錠手続が煩雑になることは否めない⁴ので、裁判官が日常的に身柄拘束中の被告人の裁判に携わり、裁判員に比べて手錠等の解錠時期如何により心証が左右されるおそれは少ないことを総合勘案すれば、従来の裁判官のみによる裁判においては、裁判員裁判における取扱いが定着するまで、従来のままの取扱いをすることも許容されるであろう。

なお、平成21年10月9日までに全国で判決が言い渡された裁判員裁判28

3 平成21年7月24日付け、法務省矯正局成人矯正課長作成の矯正管区長等宛て「裁判員の参加する刑事裁判の法廷における手錠等の使用について（通知）」

件（28名）中26件において事前解錠が行われ、その余の2件の内1件については、裁判官・裁判員が入廷した後、法壇上からは見えない衝立の後ろに被告人を引致したうえ、同所で解錠されたとのことである⁴。

2 被告人の着席位置

従来の裁判における被告人の着席位置は、弁護人席の前方又は証言台の後方であるが、日弁連は、裁判員裁判が開始されるに当たり、被告人の着席位置が当事者席とされることの重要性を強く主張し、刑事手続の在り方に関する協議会において最高裁判所及び法務省・検察庁と具体的協議を進めるとともに、最高裁判所に対し、「被告人は刑事訴訟の客体ではなく当事者であるから、本来、その着席位置は当事者席とされるべきであるうえ、とりわけ裁判員裁判では、連続開廷による集中審理が行われるから、証人尋問の最中に被告人と弁護人が気を逸することなく適時に打ち合わせる必要性が従来にも増して高い。」旨の要望を行い⁵、最高裁判所及び法務省もこれを受け入れた。その結果、裁判所の指示によって、被告人を弁護人席隣に着席させることになり、その場合、被告人の戒護の必要性から、一方の刑務官は被告人席の隣に着席し、他方の刑務官は弁護人席と被告人席の間隔を当該刑務官の肩幅程度空けたうえで、その間において弁護人と被告人の位置から半身程度後方に下がり、当該刑務官の足が入る程度の位置に着席する形態で戒護し、逃走、暴行等の不測の事態に対応し得る態勢を執ることになった⁶。

本裁判においても、日弁連の要望の趣旨に添い、被告人の着席位置は、弁護人席の隣（裁判官・裁判員席の反対側）にされていた。適切な処置で

4 2009年10月31日に開催された日弁連主催の「裁判員裁判に関する経験交流会」における宮村啓太弁護士報告

5 平成21年5月25日付け、日本弁護士連合会事務総長作成の最高裁判所事務総局刑事局長宛て「裁判員裁判における被告人の着席位置について（要望）」

6 平成21年6月12日付け、法務省矯正局成人矯正課長作成の矯正管区長等宛て「裁判員の参加する刑事裁判の法廷における被告人の戒護について（通知）」

あり、被告人が当事者であることに鑑みれば、裁判員裁判に限らず、従来の裁判官のみの裁判においても、その趣旨が生かされて然るべきであるが、従来の裁判では、連日開廷に伴う法廷内の打ち合わせの必要性はさほど大きくないうえ、戒護の必要性を考慮すれば、弁護人席の隣にしなければならないほどのことはなく、被告人の当事者性を明確にするには、弁護人席の前に被告人席を設け、その前に机を置くことで十分ではないかと思う。

なお、平成21年10月9日までに全国で判決が言い渡された裁判員裁判28件（28名）中26件において、被告人の着席位置が弁護人の隣とされたとのことである⁷。

3 服装等

従来の裁判に出廷する身柄拘束中の被告人の服装は、戒護の必要性から、ネクタイを着用させず、ゴム性サンダルを履かせたものであって、その入廷姿は見るからに犯人然としていたことは否めない。そこで、日弁連は、裁判員裁判が開始されるに当たり、特に裁判員の予断を排除するため、刑事手続の在り方に関する協議会において最高裁判所及び法務省・検察庁に対し改善方策を申し入れていたところ、最高裁判所及び法務省もこれを受け入れ、法務省矯正当局においてフック式ネクタイと靴型サンダルを準備し、被告人の要請がある場合は、これらを貸与して出廷させることになった⁸。

本裁判においてもこれらの措置がとられ、被告人は、フック式ネクタイは着用していなかったものの、一見革靴に見える靴型サンダルを履いて出廷していた。戒護にさほど支障があるとも思えないので、他の一般事件においても実施されてしかるべきである。

第4 冒頭手続

7 前掲注4の「裁判員裁判に関する経験交流会」における宮村啓太弁護士報告

8 前掲注6の通知書

1 人定質問

本裁判における裁判長の人定質問は、従来より丁寧ではあったが、注目の最初の裁判員裁判でもあることから配慮であろうとみられ、裁判長の権限に属する被告人特定のための手続であるから（刑事訴訟法規則—以下「規則」という—196条）、今後も従来と変わらない人定質問が行われるであろうし、裁判員裁判であるからといって変える必要性も認められない。

2 起訴状朗読

本裁判における検察官の起訴状朗読は、従来の裁判と変わりなく、法の規定通り全文を朗読して行われていたが、裁判員が聞いていることを意識してか、従来よりもゆっくりと丁寧にされていた。起訴状は、公訴手続を明確にするため、口頭主義の例外として書面主義が採用され（法256条1項）、裁判員もあらかじめ読んでいられるので、朗読するだけで意味を理解し得ると思われるし、将来も変わることはないと予想される。

ただ、相変わらず、本裁判においても、起訴状に「強取しようと企て」、「反抗を抑圧し」など一般に使用されない用語が使用されていたが、裁判員を含む一般国民に分かりやすい裁判を心がけるという観点からは、それぞれ「無理やりに奪い取ろうと計画し」、「抵抗ができないようにし」の様に分かり易く表現していいのではないかと思う。

3 黙秘権等の権利告知及び罪状認否

本裁判における裁判長の黙秘権等の権利告知及び罪状認否手続は、人定質問と同様、注目の最初の裁判員裁判でもあることから、従来より丁寧ではあったが、裁判長の権限に属する被告人の防御権保障手続であるから（法291条3項、規則197条）、今後も従来と変わらない方法により行われるであろうし、裁判員裁判であるからといって変える必要性も認められない。

第5 証拠調べ

1 冒頭陳述

従来の裁判における検察官の冒頭陳述は、被告人の身上経歴、犯行の動機・経緯、犯行状況、犯行後の状況及び一般情状について、重大事件になると全国紙一面を埋め尽くすほど長大な物語形式の書面を作成したうえ、これを朗読し、裁判所及び当事者とも、後日公判廷外において必要に応じこれを閲読していた。しかしながら、裁判員裁判では、口頭主義による審理を実現し、裁判員に対する過剰な情報提供を防ぎつつ審理内容の核心を理解して貰うという観点から、法曹三者の過去約500回に亘る模擬裁判を通じ、冒頭陳述そのものは口頭で行い、裁判員の理解と記憶喚起を助けるため図表化されたA4用紙1, 2枚の要約書面を提出し、これに基づいて、簡にして要を得た冒頭陳述をすべきものとの認識が大勢となっており⁹、筆者もそうあるべきものと考えている。

また、従来の裁判では、検察官のみが冒頭陳述義務を負い（法296条）、被告人・弁護人にその義務はなかったが（規則198条）、公判前整理手続に付される裁判員裁判においては、被告人・弁護人も、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、これ明らかにしなければならないことになった。

本裁判においても、検察官は、前記の法曹三者において大勢として支持されている冒頭陳述の方法に則り、冒頭陳述事項を図表形式にして書き込んだA4用紙1枚を裁判所に提出したうえ、これを拡大したものをボードに貼って裁判員等にしし、分かりやすい口調でその内容を敷衍して冒頭陳述を行い、弁護人は、冒頭陳述要旨を裁判員等に配付したうえ、証言台に立って、その書面を読むことなく、口頭で身振り手振りを交えて冒頭陳述を行い、双方とも、従来の冒頭陳述に比べ、格段に分かりやすい冒頭陳述

9 前掲注1の最高裁事務総局刑事局作成の「模擬裁判の成果と課題」29、33頁

前掲注1の最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」47、51～53頁

日弁連の公式見解はないが、日弁連編「法定弁護技術第2版」日本評論社中の河津博史執筆「冒頭陳述」104頁も同様の見解を示している。

を実現していた。

ただ、将来に亘って裁判員裁判を円滑に継続する観点から、次の二点が気になった。

その一点は、冒頭陳述と論告・弁論の混同である。いうまでもなく、冒頭陳述は、証拠により証明すべき事実を陳述するものであって、その事実に対する評価や意見を開陳するものではない。そのような評価や意見を述べる場合は、証拠調べが終わった後の論告・弁論である。ところが、当事者の訴訟戦略上からいえば、それは建前であって、本音は冒頭陳述により裁判所の心証を冒頭陳述事実に近いおきたいというところにあることは否定し難いところである¹⁰。それでも、従来の裁判のように冒頭陳述が書面の朗読により行われる場合は、検察官・弁護人双方とも法律専門家であるから、冒頭陳述のさいに事実の評価や意見を述べることは抑制されるものの、口頭により冒頭陳述が行われる場合は、どうしても、その本音が口に出るおそれがある。本件裁判においても、検察官の冒頭陳述は、要約書面を敷衍する形で行われたので、まだしもであったが、弁護人のそれは、配付された冒頭陳述要旨の記載内容は良しとして、口頭による冒頭陳述の際は、被害の程度について「軽微である」との評価を加えたり、被告人を服役させることに意味はないとか、戦後の教育の貧困が本件の背景にあるなどと、証拠に基づかないか証拠評価に亘ることを訴えていた。裁判員は、裁判の経験がない一般人であるから、裁判官に比べて当事者の言動に左右されやすいことは否めないの、裁判長において、従来にも増して法295条を活用し、相当でない陳述を制限する措置を執るべきである。

10 前掲注9の日弁連編「法定弁護技術第2版」中の高野隆執筆「裁判員裁判と法定弁護技術」12頁においては、「弁護人にとって公判廷は真実を探究する場ではない。・・・弁護人にとって公判廷は自分の側のケース・セオリーを事実認定者に受け入れてもらうための説得の場であり、全ての公判活動—冒頭陳述、証人尋問から最終弁論に至るまでの主要な手続は勿論のこと、・・・法廷における全ての活動—は、この説得のためのプレゼンテーションなのである。」とまで公言されている。

もう一点は、弁護人が提出した冒頭陳述要旨の位置づけである。検察官の冒頭陳述書面は、公判廷で行った冒頭陳述の内容について、記憶を喚起するための図表形式のメモであって、後でそれを読んでそれ自体により内容を理解させようとするものではないのに対し、弁護人のそれは、従来どおりの文章体による5頁に及ぶ書面であって、裁判員の記憶喚起のためというよりも、後で閲読されることを予定しているものと思えないものであり、口頭主義による審理を目指す裁判員裁判においては、改善の余地があるといわざるを得ないものであった。

2 証拠書類の取調べ

法の建前上、証拠書類の取調べは、朗読によることになっている(法305条)。しかし、従来の裁判においては、規則203条の2を活用して、その取調べを請求した者に要旨の告知をさせるのが常態であった。その実際上の理由は、詳細な事実経過を記載した書面の朗読を聴いても直ちに理解し難いうえ、公判期日の間を1ヶ月前後空ける五月兩式審理方式の下では、その内容を記憶することもできないので、あとで必要に応じ提出された書面を読む方が効率的と考えられていたからである。要旨の告知にしても、五月兩式審理の下では、記憶に残らないことは朗読と同様であるうえ、その取調べを請求した者が必要と判断した要旨の告知で裁判所が心証を取れるはずもなく、相手方にしても、そのような要旨の告知で裁判所に心証を採られては困るので、要旨の告知だけで心証を採ることはそもそも初めから予定されておらず、少なくとも運用上は、法305条の証拠書類取調べにおける口頭主義の要請を形式的に満たすための制度として、限りなく形骸化していたといって過言ではない。

しかし、裁判員に分かりやすく負担をかけない裁判の実現を至上命令とする裁判員裁判においては、書面主義を廃し、公判における口頭のみによる短期間に集中した証拠調べにより心証を採る必要があるところ、そのためには、法305条の完全な朗読方式に戻る外はない。そうすると、次の2

点の実現が前提となる。

第1点は、朗読自体が分かりやすいものでなくてはならないということである。従来の裁判では、要旨の告知は勿論、全文朗読されることがあったも、後で書面を読むことが予定されていたので、自ずと読み方も機械的で、聴いていてもその内容を理解することは困難な場合が多かったが、裁判員裁判では、後で書面を読むことは予定されていないので、朗読を聴いただけでその内容を理解できるように分かりやすく朗読しなければならない。

第2点は、朗読自体が分かりやすくても、その内容が枝葉末節に亘り不必要に詳細であれば、裁判員を混乱させ、その記憶にも残らないので、取調べる証拠書類の内容が要点を記載したものでなければならないということである。従来の裁判では、起訴便宜主義を背景として詳細な真相の解明を旨とする捜査の伝統に加え、その調書の記載自体により自白調書の任意性（法319条）、被告人以外の者の供述調書の特信性（法321条1項2、3号）を担保する目的もあって、精密を極めた内容が記載された供述調書の証拠調べ請求が行われていた。しかしながら、裁判員裁判を円滑に運用するためには、その調書の内容は朗読を聴いて直ちに裁判員が理解できるような要点を記載したものでなくてはならない。供述調書の要点記載方式への転換については、検察庁自身もその必要性を認めているところであるが¹¹、一戦の捜査員の伝統的な供述調書作成方式を転換するのは容易ではなく、「要点を記載すべし」という掛け声だけでは改まらないと思われる。なぜならば、詳細な事案の真相究明は法の目的の一つであって、その結果を調書に記載すること自体は、褒められこそすれ、なんら非難されるべきことではなく、要点記載方式は事案の真相解明と相反するものと受け止められがちだからである。これを改めるには、口頭主義による審理を直接証拠主義と結びつけ、人証による犯罪の立証は証人尋問によることを本則と

11 前掲注1の最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」27、28頁

し、第三者及び被告人の取調べ及びその裏付け捜査は証人尋問及び被告人の準備のためにあって、供述調書自体による犯罪の立証は例外であることについて捜査機関の自覚を促す必要がある。また、簡略化が直ちに真相解明を軽視することに繋がるのではなく、供述調書は事件の核心に迫る内容を記載することに特化して、自白調書の任意性及び信用性の証明、並びに第三者の供述調書の特信性及び信用性の証明は、取調べ過程を録音録画することによる取調べの可視化及び裏付け捜査の徹底によるべきであることを浸透させ、裁判所においても、その趣旨に沿った供述調書の証拠能力、信用性及び必要性判断を重ねていく外ないを考える。

ところで、記載内容の真実性を立証事項とする証拠書類は、いわゆる伝聞証拠であるから、原則として証拠能力を有しないのであるが(法320条)、従来は、裁判所において自白調書の任意性、第三者の供述調書の特信性の要件を緩く解釈してこれを採用する傾向が見られ、その運用が調書裁判の一要因となっていたものであり、その背景には、証拠能力を厳格に判断しなくても裁判所が証拠の見方を誤ることはないという自負のようなものが見え隠れしていたことは否定し得ないように思われる。しかしながら、裁判員裁判を円滑に運用するためには、従来の供述調書中心の審理を改め、証言中心の審理を実現すると必要があることは、第1「はじめに」において述べたとおりである。そして、証言中心の審理を実現するためには、自白調書については、その任意性の認定を厳しくするとともに、任意性が認められても、必要性の判断基準を厳格にできるだけ採用しないよう運用し、被告人以外の者の供述調書については、法の建前どおり特信性の認定を厳しくして、典型的に信用性のない供述調書を裁判員の目に触れないようにすると共に、その必要性についても厳格に判断する必要がある。要するに、裁判所の書面主義からの脱却に向けた姿勢の転換が肝要である。

本裁判においては、検察官の申請による被害者2名の証人調べ及び被告人質問に加えて、その証人調べをした被害者2名を含む被害者3名の検察

官調書及び被告人の自白調書等が同意書面として取調べられた。検察官による各供述調書の朗読は、よく準備されたもので、聞き取りやすいものであったが、供述調書の必要性和内容に問題を残したように思う。即ち、必要性については、被害者の証人調べ及び被告人質問とも、供述調書の記載事項と重複しないように配慮されていたことは窺えたが、証言中心主義の審理を実現する観点からは、証人尋問が予定された被害者2名及び被告人については、その尋問の中で供述調書記載事項の要点を明らかにして、供述調書の取調べは不同意又は不要とすべきであり、それで十分であったように思う。その思いは、裁判員の表情を見ていると、供述調書の朗読の際は無表情だったのに、証人尋問になると証言を聞いている表情が生き生きとして、証言中心主義の裁判が生きた裁判になることを実感することができただけに尚更強くなった。また、供述調書の記載内容は従来の裁判に提出されたものと変わらず、むしろ福井県における最初の裁判員裁判に付されることを意識してか、むしろ詳細に過ぎた感があり、やはり要点調書の必要性が一線検察官に浸透するにはまだしの感があった。

3 証拠物の取調べ

証拠物及びこれに準じる証拠物を撮影した写真等（以下「証拠物等」という）の取調べは、口頭主義の例外として、訴訟関係人に示すことになっているところ（法306条）、従来の裁判においても、法の規定どおり、直接には被告人に示して事件との関連性を確認し、その後裁判所に提出され、その際に必要があれば裁判官が手にとって検分する方法により実施されていた。

裁判員裁判においても、従来の裁判と同様の方法により証拠物等の取調べが行われると考えられているが、残虐あるいは危険な証拠物等について、法曹関係者間ではなく、主として報道を通して伝えられる世論として、裁判員に示すことの相当性あるいは示し方が問題となっている。その問題とは、例えば、残虐な遺体の損傷状況を撮影した写真や危険な凶器を示す

ことにより、裁判員に精神的な衝撃や負担を与えるので、その写真や凶器を示すことなく、遺体の損傷状況を図形化するなどの方法を探るべきであるとか、危険な凶器は裁判員の手を持たせるべきではないといったことである。しかしながら、犯行の残虐性あるいは危険性は、量刑を判断する重要な要素であるから、裁判員にしっかり認識して貰う必要があるのは当然であって、残虐性や危険性を裁判員から見えないように覆い隠すのは、裁判の放棄であり、本末転倒という外はない。もとより、不必要に不相当な方法により示すことは避けなければならないが、裁判員のための裁判ではないことを再認識すべきである。

本裁判における事案は、いずれも加療約10日間を要する傷害に過ぎなかったもので、残虐な写真等が証拠調べ請求されることはなかったが、みつわ事件及びヤスブン事件の凶器である木刀の示し方に問題があるように感じた。検察官は、裁判長の指示に従い、その木刀を各裁判員の前に持って行って、各裁判員から約1メートルは離れた位置で示していたが、その木刀は、かなり重量感のあるものだったので、直接裁判員の手を持たせてその危険性を実感して貰うべきであった。

4 証人尋問

従来の裁判においては、供述調書を証拠とすることに同意されなかった場合にのみ、当該供述者を証人とし、供述調書が同意された場合は、証人申請をしないのが通例であった。つまり、検察官は、先ず供述調書の証拠調べ請求をして、これが同意されれば証人申請をしない姿勢で公判に臨み、弁護人は、検察官から開示された供述調書の内容に誤りがなければ、これの取調べに同意するのが通例で、検察官が供述調書の証拠調べの請求をせずに証人申請をしたり、弁護人が供述調書の内容とは関係なく供述調書に同意しないことはほとんど見かけられなかった。もし、事実と争いのない事件について、弁護人が供述証拠に同意しなければ、検察官は勿論、裁判所にも怪訝な顔をされて、その理由を問われるような状況にあったの

である。

しかしながら、口頭主義、直接主義を採り、原則として伝聞証拠である供述調書の証拠能力を否定する法の理念に照らせば、従来の証拠調べこそ原則と例外が逆転していたのであって、本来、検察官は証人調べ請求を原則とし、弁護人も供述調書を不同意とするのに理由は必要ないのである。そして、公判廷において口頭で心証を得ることが必要とされる裁判員裁判にあつては、原則として、証人調べが最も望まれる証拠調べ方法であつて、法の理念への回帰がそれを実現することになるというべきである。

本裁判においては、本件3件の各被害者3名の供述調書が同意されていたにも関わらず、そのうちみつわ事件及びヤスブン事件の被害者2名について、主として示談状況と被害感情につき証人調べが行われた。従来の裁判であれば、おそらく被害者の証人調べは行われなかった事例であろうと思われるので、この点は、口頭主義、直接主義を採るべき裁判員裁判を意識した変化と見受けられた。ただ、同時に犯行状況を立証趣旨とする被害者の供述調書が同意され、これが取調べられた点は、検察官にも弁護人にも供述調書の方が整理されていて分かりやすいという旧来の観念が残っているためではないかという思いがしてならない。筆者自身もその思いを引きずっている一人であるやも知れないが、今回本裁判を傍聴して、少なくとも裁判員裁判に関しては、法の理念通り、事実関係に争いがなくとも、証人調べを主とするべきであるとの感を強くした。というのは、先にも述べたとおり、供述調書の方が分かりやすいという観念は、公判後に閲読することを前提としたもので、刑事手続慣れしていない裁判員にそれを求めるのは負担が大きすぎるうえ、分かりやすくゆっくりした供述調書の全文朗読には相当の時間がかかり、時間的にも証人尋問とさほどの違いはないように思われたし、何よりも、供述調書の朗読を聴いている裁判員より、証言を聴いている裁判員の方が生き生きとしていて、証人調べによる心証形成の効果が大きいと感じられたからである。

また、裁判員裁判が始まる前は、一般人である裁判員が果たして適切な証人尋問ができるかどうか疑問を呈する向きがなかったが、始まってみると、問題のあるような事例は発生していないようであるし、本裁判においても、裁判員の証人に対する補充質問は、想像していた以上に適切であった。例えば、みつわ事件の被害者が「被害感情はなくなる」という趣旨の証言をしたのに対し、「今は時間が経っていないので、時間が経てばどうなのか」という趣旨の反問をしたり、同事件の被害者が「恐怖を覚えた」という趣旨の証言をしたのに対し、襲われたときの時間が10分位であったことを確認したうえ、「現金を離してしまおうと思わなかったか」という趣旨の質問をして、捕まっていた現金を離そうとせず、何かいい方法はないかと考えたうえ、クラクションを鳴らす対応をとったことを明らかにするなど、巧みに正確な被害感情や被害時の状況を引き出そうとしていたのには感心した。

第6 被告人質問

従来の裁判において、自白事件の被告人質問は、自白調書を取調べた後に行われていた。その理由は、整理された自白調書を取調べた後に被告人質問を行った方が、被告人の供述を聞いていてもその内容を理解しやすいし、重複質問を避けることができ効率的であるというところにあると思われる。しかしながら、自白調書も伝聞証拠であるから（法322条）、本来は、先ず被告人質問を行い、必要がある場合に自白調書を取調べるのが法の理念とするところであり、少なくとも裁判員裁判に関しては、法の理念通り、先ず被告人質問を行い、しかる後に必要があれば自白調書を取調べ、必要がなければ取調べ請求を却下する運用を確立し、もって口頭主義による審理を実現すべきである。

もっとも、最高検察庁は、この点に関し、被告人質問で犯行状況等を語らせることは、質問事項を主要部分に絞り、かつ、被告人が調書における自白内容を維持する供述をしたとしても、通常却って分かりにくいと、

時間もかかり、実際には、公判廷での被告人の供述は防御的なものになりがちであるし、特に罪体については、被告人に必要な内容を整然と供述することを期待することはできないとして、自白調書が簡にして要を得た分かりやすいものである限り、まず自白調書を取調べ、これを前提に被告人質問を行う方が分かり易く効率的であると主張している¹²。また、裁判所内部でも意見が分かれているようであり、被告人質問を先に行う方法を探り、自白調書の必要な部分のみ取り調べると、犯罪事実や被告人に不利な情状について虫食いのようになる難点があるとの意見があるようである¹³。

最高検察庁が指摘するとおり、被告人の公判廷における供述が分かりにくくて時間がかかり、防御的になりがちであり、必要な内容を整然と供述することを期待することができないことはその通りであるが、口頭主義を実現する観点からすれば、それを克服するためには、被告人質問の方法を工夫するのが本則であろう。また、そもそも、供述調書の記載自体が被疑者の供述そのものではなく、取調官の面前における被疑者の分かりにくい防御的な供述を取調官が整然と整理して録取したものであるから、自白調書の方が信用できるということにはならないし、信用性とは別に、自白調書の方が分かり易く効率的であるという理由だけで自白調書の方を優先して取調べるべしという趣旨であれば、調書裁判への回帰を目指すものであって、本末転倒である。更に、被告人質問を先にして、自白調書の必要な部分のみ取調べると虫食いのようになるという裁判所内部の意見についても、最高検察庁が指摘する被告人質問の実情を前提にしてのことであると思われるが、被告人質問を先に行った後であれば、自白調書の中の被告人質問で得られた供述内容が入っている部分についても、取調べの必要がある部分と一体となっている場合は、虫食いにならないように一括して採用しても口頭主義の精神には反しないので、自白調書を先に取調べるべき理

12 前掲注1の最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」67、68頁

13 前掲注1の最高裁判所事務総局刑事局作成「模擬裁判の成果と課題」40頁

由としては薄弱ではないかと思われる。なお、仮に自白調書の取調べを先行させるにしても、その記載内容が簡にして要を得たものでなければならないことは、既に述べたとおりである。

本裁判においては、従来の裁判と全く変わらず、自白調書の朗読の後に被告人質問が行われ、しかも、その自白調書の内容は従前にもまして詳細なものであって、一線捜査官の真相解明に向けた熱意が感じられたが、裁判員裁判に要請される簡にして要を得た調書とは言い難く、最高検察庁の指導が未だ行き渡っていないという感を抱かざるを得ないものであった。

ちなみに、平成21年10月9日までに全国で判決が言い渡された裁判員裁判28件（28名）中、被告人質問と自白調書の取扱いについて判明した21件を分類すると、自白調書先行取調型が10件、被告人質問先行型が11件（弁護人質問から実施9件、検察官質問から実施2件）で、相半ばしたということである¹⁴。

なお、被告人質問においても、果たして栽培員が有効な質問をなし得るか否か懸念されていたが、本裁判を傍聴する限り、証人尋問と同様、そのような懸念は無用に思われた。例えば、最初の小浜信金事件について、被告人が「怖くてがたがた震えていた」旨供述したのに対し、「ガタガタしていたというのに、木刀まで用意して2回目のみつわ事件を起こしたのはなぜか」という趣旨の質問をし、みつわ事件について、被告人が「他の車両が通りかかって怖くなった」旨の供述をしたのに対し、「このような怖いことは止めようと思わなかったのか」という趣旨の質問をして、結局、一連の事件について、必要な金員を手に入れるまで犯行を継続しようとするかなり強固な継続的な強盗の犯意を浮き彫りにするなど、感服させられたものである。

第7 論告・求刑及び弁論

従来の裁判における検察官の論告は、特に否認事件においては、争いの

14 前掲注4の「裁判員裁判に関する経験交流会」における小林剛弁護士報告

ある事実関係について細大漏らさず取り上げて、証拠を引用しつつ詳細な論証を試み、その内容を全て書面に記載したうえ、これを公法廷において淡々と朗読し、裁判所及び当事者とも、後日公判廷においてこれを閲読していた。しかしながら、裁判員裁判では、冒頭陳述と同様、口頭主義を徹底せざるを得ないので、論告においても、できるだけ分かり易い表現にして、盛り込む情報量を絞り込み、その要旨を分かり易い形で記述した1、2枚程度の論告メモを提出すべきものとされている¹⁵。

また、従来、本裁判のような争いのない論告においては、「本件公訴事実、当公判廷において取調べた証拠により証明十分である。」としたうえで、後は被告人にとって不利な情状を羅列し、有利な情状を付加して求刑に及んでいたのであるが、裁判員裁判においては、裁判員が証拠を踏まえて評議することができるように、事実関係に争いがなくても事件の核心的な部分については主要な証拠を挙げ、情状事実についても総花的に羅列するのではなく、求刑との結びつきや裁判員の疑問等を解消するような取り上げ方が求められている¹⁶。

被告人及び弁護人の弁論については、裁判員裁判においても義務とはされていないが、従前の裁判においても弁護人による弁論は行われているのが通例であり、裁判員裁判においては、裁判経験のない裁判員を説得する必要性が従来の裁判にも増して重要であるから、今後とも必須の手段として行われるであろう。そして、その方法は、論告について前述したとおり、書面に頼るのではなく、口頭により裁判員に分かり易く行われるべきものである¹⁷。

15 前掲注1の最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」73頁

16 前掲注1の最高裁事務総局刑事局作成の「模擬裁判の成果と課題」48、49頁

前掲注1の最高検察庁作成「裁判員裁判における検察の基本方針」74、77頁

17 弁論要旨の提出の要否、形式については、冒頭陳述と同様、日弁連の公式見解はないが、前掲注9の日弁連編「法定弁護技術第2版」中の河津博史執筆「冒頭陳述」104頁が主張しているように、弁論要旨についても、冒頭陳述以上にA3又はA4用紙1枚に

本裁判の論告・求刑及び弁論の状況については、残念ながら台風による列車運行停止の影響で傍聴することはできなかったが、翌日入手した検察官作成の論告・求刑書面及び弁護人作成の弁論要旨によれば、双方とも、冒頭陳述において明示した証明すべき事実に添って、その事実が証拠により証明された所以を論証し、法定刑を踏まえて、量刑についての意見を述べている点において、内容的には裁判員を説得する観点からは、良く工夫されているように見受けられた。

検察官が提出した論告・求刑書面は、冒頭陳述メモと同様、図表形式のA4版用紙一枚に論告内容を書き込んだもので、最高検察庁の指導どおりの要約書面であり、論告そのものは、口頭により要約した事項をかみ砕いて説明したものと容易に推察される。一方、弁護人の公判廷における弁論そのものは、冒頭陳述と同様、弁論要旨を単に棒読みするのではなく、口語体で裁判員に分かり易く行われたものと推察されるものの、弁護人が提出した弁論要旨は、従来どおりの文章体による8頁に及ぶ書面であって、後で閲読されることを予定しているものと思えないものであり、冒頭陳述要旨と同様、口頭主義による審理を目指す裁判員裁判においては避けるべきものと思われた。

第8 判決

- 1 従来の裁判における判決は、論告・求刑及び弁護人の弁論が行われた後、一定の期間において、別途判決期日を指定して行うのが通例であった。しかしながら、裁判員裁判では、裁判員の拘束期間が長くないように

まとめて配布する必要性を認めるのが弁護士会内の大勢であるように思われる。ただし、同「法定弁護技術第2版」中の四宮啓執筆「最終弁論」239頁は、「弁論要旨等の書面が評議室に入ることを認めるのであれば、必ず、当事者が書面上の情報を競う結果を招来し、その内容について当事者間に新たな紛争を招来させるであろう。また、後から書面が出されることを知った裁判員・裁判官は、法廷における弁論に集中する度合いを低下させるであろう。」として、書面裁判からの完全脱却を主張している。傾聴すべき見解である。

するため、審理終了後直ちに評議に入り、最終評議終了後、短時間の内に判決の宣告をすることにならざるを得ない。このことは、裁判所内部でも異論はなく¹⁸、検察官、弁護人においても当然のこととして受け止められているようである。

そうすると、時間的な関係から、判決書を完成させてからこれを朗読することは困難であるから、判決書の草稿に基づいて主文の朗読と理由の要旨を告知することにならざるを得ず、その草稿の内容も、争点と重要な情状事実に限定した、できるだけ簡略なものとするのが求められるであろうし、公判前整理手続により争点が相当絞られる結果、従来より簡略にすることが可能になるものと思われる。ただし、判決の当事者に対する説得機能、控訴審における審査対象機能、国民の刑事裁判に対する関心に応える機能は、裁判員裁判においても変わるところはないので、簡略化にも自ずから限度があることに異論はない¹⁹。

本裁判においては、事実と争いはなく、判決も主文と情状事実の摘示に止まり、評議終了後時間を置くことなく円滑に宣告された。

- 2 裁判員が刑事裁判に関与することにより、判決の事実の認定及び量刑にどのような影響が出るかについては、特にマスコミを通じた世論から注目されているところであるが、この点について確定的な評価を下すには時期尚早であろう。ただ、平成21年10月9日までに全国で判決が言い渡された裁判員裁判28件（28名）の傾向を一覧すると、否認事件がないため事実認定に対する影響は不明であるが、量刑については、実刑23件の平均量刑は従来通り求刑の8割前後ではあるものの、そのうち、求刑通りの判決が2件言い渡された反面、求刑の5割判決が1件見られるなど、従来よりばらつきの幅が大きくなっている傾向が見られ、執行猶予刑5件については、

18 前掲注1の最高裁事務総局刑事局作成の「模擬裁判の成果と課題」74頁

19 前掲注1の最高裁事務総局刑事局作成の「模擬裁判の成果と課題」74、75頁参照

全て保護観察が付されているところなどから²⁰、被告人の更生を重視する裁判員の意思がかなり反映されていると見ていいのではないかと感じられる。

本裁判においては、求刑懲役10年に対し懲役8年の実刑判決が言い渡され、従来のいわゆる相場通りの量刑と評価して良いと思われる。

なお、本裁判においても、これまで全国において行われた裁判員裁判と同様に規則221条の訓戒規定が活用され、裁判長から被告人に対し、裁判員全員の意見として、「子供のためにも仕事に励み人生をやり直してください」との訓戒がなされた。同訓戒規定は、再犯防止のために将来を戒めるものであって、被告人に人生訓を垂れることが目的ではないことを銘すべきであるところ、本裁判における訓戒辺りが限界であろうか。

第9 まとめ

- 1 本裁判を通じて、一般の国民が刑事裁判に関与することに対する懸念は大方解消されるであろうと感じられたし、口頭主義の実現に向けた当事者の意識の転換と法廷技術の準備も進んでいるように思われた。しかしながら、裁判員に分かりやすい口頭主義による審理は、特に供述調書の簡略化を指向せざるを得ず、その簡略化は真相解明を浅くすることになりかねないので、捜査機関の理解を得ることは容易ではない。そのギャップを埋めるための方策については、第5の2「証拠書類」の取調べの項において述べたとおり、口頭主義による人証の取調べは証人尋問による立証が本則であって、供述調書自体による犯罪の立証は例外であること、並びに、供述調書の簡略化が直ちに真相解明を軽視することに繋がるのではなく、供述

20 前掲注4の「裁判員裁判に関する経験交流会」における菅野亮弁護士報告

なお、最高裁判所が調査した平成22年1月末日までの裁判員裁判の実施状況によれば、全国で200名に対して実体判決が言い渡され、全員が有罪で、内157名が実刑、残43名が執行猶予となり、執行猶予となったもの内27名が保護観察に付された。その保護観察率は62.8%に上る。ちなみに、平成21年版犯罪白書によれば、平成20年における前執行猶予言渡人員に占める保護観察率は8.3%である。

調書は事件の核心に迫る内容を記載することに特化して、第三者の供述調書の特信性及び信用性の証明、並びに自白調書の任意性及び信用性の証明は、取調べの可視化及び裏付け捜査によるべきであることについて、特に第一線の捜査員の認識を深めることが肝要である。そのためには、裁判所において、その趣旨に沿った供述調書の証拠能力、信用性及び必要性の判断を重ねていく外ないと思料する。

- 2 本裁判も含め、これまで実施された裁判員裁判は、自白事件であったため、証人調べは情状事実に限られ、審理日程も短期に終了したが、今後起訴されるであろう否認事件においては²¹、第三者の供述調書の特信性あるいは自白調書の任意性を判断するための証拠調べに関し、未だ検察庁と弁護士会の対立が解けない取調べ可視化の是非と方法や証拠能力と証明力の分別判断の方法が課題となる。また、犯罪事実の立証に要する証人尋問の増加に伴い、裁判員の負担を軽減するための審理の迅速・効率化と真相解明の要請が相克し、その解消が課題として浮上することが予想される。これらの課題については、今後の否認事件の裁判員裁判の検証を通じ、解決策を講じていくことになろう。

- 3 裁判員が関与することによる刑事裁判への影響については、量刑について、従来より求刑と比較してばらつきの幅が大きい傾向が見られところから、裁判員の市民感覚が反映されているように伺われ、執行猶予に保護観察を付する傾向が強いところから、被告人の更生に意を払っていることが伺われるところである。

なお、国民の裁判員裁判への参加意識については、制度発足以前から話題となり、一時は7割を超える国民が消極的な参加意向を示していると報じられたところであるが、制度発足後、最高裁判所において平成21年の裁

21 前掲注20の最高裁判所が調査した平成22年1月末日までの裁判員裁判の実施状況によれば、判決が言い渡された200名の内40名が公訴事実を否認したということであるが、その否認の内容等は不明である。

判員裁判実施状況を調査するに当たり、裁判員に選任された838名の者からアンケートをとったところ、裁判員に選ばれる前の気持ちとして、積極的な参加意向を示した者が30.1パーセント、消極的な参加意向を示した者が55.7パーセントで、相変わらず後者が多数であったが、裁判員として参加した後では、「非常によい経験と感じた」が57.0パーセント、「良い経験と感じた」が39.7パーセントで、合計すると実に96.7パーセントが裁判員裁判に肯定的な感想を寄せたということである。本裁判においてもNHKを通じた裁判員の会見の様子を見る限り、同様の感想が述べられていた。

また、被害者等の裁判員裁判に対する信頼度については、調査資料を持たないが、本裁判において、みつわ事件の被害者が「一般国民である裁判員になら分かって貰えると思い証言に立った」と証言しているのを見て、予想外に裁判員裁判が国民に受け入れられているのではないかという思いがした。

- 4 最後に本裁判を通じて気になったことがある。それは、極めて実務的な事柄ではあるが、当事者の準備に費やす時間と労力の問題である。書面裁判は書面を作成するだけで足りるが、口頭裁判は、説明する内容を頭の中だけで整えるのは困難であるから、その形式は様々であるにしても、書面を作成して整理する必要がある、そのうえで、その内容をかみ砕いて説明するリハーサル等の準備の時間と労力が加わることになる。おそらく、本裁判の公判担当検察官は、従来の裁判であれば、他の事件も処理しながら公判に立ち会える事件であるのに、本件に専従したのではないかと思われる。それでも検察官の場合は組織力があるので、将来に亘り継続することができであろうが、特に個人で事務所を経営している弁護士にとっては、経済的にも他の仕事との兼ね合いの点からも負担が大きすぎるのではないかと憂慮される。

ちなみに、本件裁判は、被告人の兄の援助を受けて私選弁護人が選任されていたが、裁判員裁判の対象事件は、その罪質からして金銭に困窮して

いる被告人が多いため、国選弁護事件が多くなると思われるところ、本件が国選弁護事件であると仮定して国選弁護報酬額を概算してみると、40万円弱となり²²、一般の国選事件の報酬基準よりは改善されているとはいえ、公判前整理手続3回と公判審理4日の外、身柄拘束中の被告人との打ち合わせ等の公判準備に費やした日数と時間や事務諸経費を勘案すると学生のアルバイト料と大差ないものと推察される。裁判員裁判を弁護士の犠牲的精神に頼るのではなく、制度として定着させるには、一層の財政的手当が必要であろうと痛感させられた。

22 日本司法支援センター「国選弁護関連業務の解説」2009年改訂版の裁判員裁判事件に関する報酬基準によると、本件は公判前整理手続3回の裁判官3名、裁判員6名の合議体事件であるから、基礎報酬24万円となり、これに整理手続期日3回分の加算報酬小計6万3000円及び公判期日4回分の加算報酬小計8万8400円を加えると、合計39万1400円となる。なお、本件の場合は、2名の被害者との示談を成立させ、1名の被害者の嘆願書を取得しているので、6万円余が加算されると思われる。